

東日本大震災 Q & A

(税金関係)

内容

税金関係	4
所得税をめぐる問題	4
Q 1 津波で家財道具が流されてしまいました。この損害を税金で控除する制度がある と聞きました。雑損控除について教えてください。	4
Q 2 私は、サラリーマン（または年金受給者）なのですが、震災による被害を受けた場 合、支給される給与（または年金）について、源泉徴収の猶予や源泉所得税の還付を受け られますか。	4
Q 3 私は個人で事業を行っているのですが、震災により、事業用資産が損害を受けまし た。この場合の所得税の取扱いはどうなりますか。	5
Q 4 私は個人で事業を行っているのですが、震災により、業績が落ち込んでいます。所 得税の予定納税について減免を受けられますか。	5
Q 5 私は、被災して、勤務先から災害見舞金をもらいました。災害見舞金について所得 税は課税されるのでしょうか。また、勤務先から、生活の資金として、無利息で貸付を受 けていますが、税金が発生することはありませんか。	6
Q 6 私は、個人として、日本赤十字社に義援金を寄付しました。この場合、所得税の取 扱いはどうなりますか。また、被災地で活動している NPO にも義援金を寄付しようと思 っていますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。	6
Q 7 地震で自宅が全壊しました。所得税の減免はありますか。	6
法人税をめぐる問題	8
Q 1 当社は、法人として、義援金を寄付しました。この場合、法人税の取扱いはどうな りますか。また、被災地で活動している NPO 法人にも義援金を寄付しようと思っていま すが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。	8
Q 2 法人（又は個人事業主）が災害に関して費用を支出したのですが、税務上はどのよ うな取扱いになりますか。	8
相続税をめぐる問題	10
Q 1 不動産を相続しましたが、申告期限前に地震で建物に亀裂が入ってしまい価値が 激減してしまいました。相続税は相続した時点の価値で申告しないといけないのでしょ うか。申告期限後に災害が発生した場合はどうなりますか。	10
その他	11
Q 1 私（又は当社）は、震災により、自宅建物（又は工場、事務所等）に被害を受けた ので、これを取り壊して新たに建物を建築しようと思っているのですが、新しい建物を登 記する際にかかる登録免許税に関して、何か特例措置はないのでしょうか。	11
Q 2 震災によって、事務処理が困難になったため、消費税の課税制度を、一般課税から 簡易課税に変更したいのですが、認められますか。	11

Q3 酒類（またはたばこ、ガソリン等）店を営んでいます。在庫の酒類（またはたばこ、ガソリン等）が津波で流されて無くなったり、売り物にならなくなったりしましたが、課税済みの酒税（タバコ税、揮発油税等）について救済は受けられますか。 .12

税金関係

所得税をめぐる問題

Q 1 津波で家財道具が流されてしまいました。この損害を税金で控除する制度があると聞きました。雑損控除について教えてください。

A 納税者本人、または、納税者と生計を一つにする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額が 38 万円以下の人が、災害や盗難、横領によって、所有する住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、一定の金額の所得控除を受けることをいいます。

- ・ 「住宅や家財」とは、納税者本人、または、納税者と生計を一つにする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額が 38 万円以下の人が所有する、常時生活する住宅又は日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。

- ・ 雑損控除額は、次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額になります。

1. (損害金額+災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額×10%)

2. 関連支出の金額－5 万円(5 万円以下のときは零)

「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基準にして計算した損害額のことです。

「災害関連支出」の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊したり、除去したりするために支出した金額等のことです。

- ・ 「保険金等で補てんされる金額」とは、災害等に関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額のことです。
- ・ 損失が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます (3 年間が限度です。)
- ・ 別荘、貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等の損失については、雑損控除の対象にはなりませんが、総合課税の譲渡所得から差し引くことができます。

Q 2 私は、サラリーマン（または年金受給者）なのですが、震災による被害を受けた場合、支給される給与（または年金）について、源泉徴収の猶予や源泉所得税の還付を受けられますか。

A 災害で住宅や家財道具などに損害が生じた場合に、損害金額と所得金額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。

- ・ サラリーマンや公的年金受給者が、災害により、住宅や家財など（生計を一つにす

る扶養親族が所有する場合も含まれます。)について受けた損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円以下である場合は、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。

- ・ 「住宅や家財」とは、常時起居する住宅又は日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいますが、別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で1個又は1組の価格が30万円を超えるものは含まれません。
- ・ 災害による住宅や家財の損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1未満、または、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円を超える場合にも、災害による損害金額について雑損控除の適用が受けられると認められるときは、源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。
- ・ これらの制度の適用を受けるためには、給与や年金の支払者（勤務先、年金事務所等）を経由して、還付を受けようとする場合は直接、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に申請を行う必要があります。
- ・ サラリーマンが、これらの制度の適用を受けた場合は、年末調整がされないので、確定申告により所得税を精算する必要があります。

Q3 私は個人で事業を行っているのですが、震災により、事業用資産が損害を受けました。この場合の所得税の取扱いはどうなりますか。

A 損害金額を必要経費として所得金額から減算することができます。

- ・ 災害によって事業用の資産が損害を受けた場合は（滅失した場合だけでなく、減価があった場合も含まれます。）、事業所得の計算上、その損害金額の全額が必要経費となり、所得金額から減算することができます。
- ・ この場合に、平成21年分から青色申告をしている方は、平成22年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災による損失も含めて、平成21年分の所得に繰り戻して所得税の還付を受けることができます。

Q4 私は個人で事業を行っているのですが、震災により、業績が落ち込んでいます。所得税の予定納税について減免を受けられますか。

A 所得税の予定納税をする方が、震災により損失を受けたときは、7月15日までに減額申請をすることで、予定納税額の減免を受けることができます。

- ・ 災害を受けた方で、6月30日現在の状況において見積もったその年分の所得税の額が予定納税基準額に満たない場合は、7月15日までに予定納税の減額申請をすることで、第1期および第2期分の予定納税額が減免されます。この制度の適用を受けるためには、6月30日以降、速やかにその年分の所得税額を見積もり、7月15日までに申請を行う必要があります。

Q 5 私は、被災して、勤務先から災害見舞金をもらいました。災害見舞金について所得税は課税されるのでしょうか。また、勤務先から、生活の資金として、無利息で貸付を受けていますが、税金が発生することはありませんか。

A 通常は課税されません。

- ・ 個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額が、受贈者（災害見舞金をもらった人）の社会的地位、贈与者（勤務先）との関係に照らして社会通念上相当と認められる場合は、所得税は課税されません。
- ・ また、災害により臨時に多額の生活資金が必要となった使用人（従業員）が使用者（勤務先）から、生活資金に充てるために低利又は無利息で貸付を受けた場合、その返済に要する合理的な期間内であれば、通常の利息相当額について課税しなくてよいこととされています。

Q 6 私は、個人として、日本赤十字社に義援金を寄付しました。この場合、所得税の取扱いはどうなりますか。また、被災地で活動している NPO にも義援金を寄付しようと思っていますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。

A 日本赤十字社等の公共性の高い団体への寄付金については、寄付金控除として、その年分の所得金額から控除することができます。

NPO 法人の場合は、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた認定 NPO 法人であることが必要です。

- ・ 個人が国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などの団体に義援金を寄付した場合は、その寄付した金額から 2000 円を差し引いた金額を、寄付金控除としてその年分の所得金額から控除することができます。ただし、控除額は、所得金額の 40%相当額が上限となります。
- ・ NPO については、国税庁から認定を受けた NPO 法人（認定特定非営利活動法人）であり、さらに、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた団体であることが必要です。
- ・ 寄付金控除をするためには、来年度分の確定申告において、義援金を寄付したことが確認できる書類（領収書、振込票等）が必要となります。

Q 7 地震で自宅が全壊しました。所得税の減免はありますか。

A 災害で住宅や家財道具などに損害が生じた場合に、所得税の軽減や免除を受ける方法として、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）に定める所得税の軽減免除の方法があり、どちらか有利な方を選ぶこととなります。

- ・ 災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、雑損控除として一定の金額の所得控除を受けることができます。
- ・ 災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険により補てんされる金額を除く）が、その時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について、雑損控除を受けない場合は、災害減免法により、所得金額の合計額に応じて、所得税が軽減または免除されます。

法人税をめぐる問題

Q 1 当社は、法人として、義援金を寄付しました。この場合、法人税の取扱いはどうなりますか。また、被災地で活動している NPO 法人にも義援金を寄付しようと思っておりますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。

A 日本赤十字社等の公共性の高い団体への寄付金については、寄付した金額の全額を損金の額に算入することができます。

NPO 法人の場合は、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた認定 NPO 法人である必要があります。

- ・ 法人が国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などの団体に義援金を寄付した場合は、その寄付した金額の全額を損金の額に算入することができます。なお、金銭による寄付だけでなく、自社商品や自社製品などの現物資産による場合も同様です。
- ・ NPO 法人については、国税庁から認定を受けた NPO 法人（認定特定非営利活動法人）であり、さらに、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた団体であることが必要です。

Q 2 法人（又は個人事業主）が災害に関して費用を支出したのですが、税務上はどのような取扱いになりますか。

A 災害に関して法人や個人事業主が支出する費用などの主な税務上の取扱いは、次のとおりとなっています。

詳しくは、国税庁ホームページ等で、ご確認ください。

- ・ 法人税及び所得税共通
 1. 災害により滅失・損壊した資産等
法人（又は個人事業主）の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合、損失又は費用の額は損金に算入することができます。
 2. 復旧のために支出する費用
法人（又は個人事業主）が、災害により被害を受けた固定資産について、その原状を回復するための費用は修繕費となります。
 3. 従業員等に支給する災害見舞金品
法人（又は個人事業主）が、被災した従業員又はその親族等に対して支給する災害見舞金品は、それが公平に支給されるものであり、かつ、従業員の地位等に照らして、その金額が社会通念上相当なものであれば、福利厚生費として損金に算入することができます。なお、災害見舞金を受けた従業員等には所得税が課税されませんので、源泉徴収をする必要もありません。

4. 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人（又は個人事業主）が、所属する同業団体等の構成員について、災害により損失が生じた場合に、同業団体に拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金に算入することができます。

・ 法人税関係

1. 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復のために、被災した取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等に要した費用は、損金に算入することができます。

2. 取引先に対する売掛金の免除等

法人が、被災した取引先の復旧支援を目的として売掛金、貸付金等を免除する場合には、免除額を損金に算入することができます。

3. 自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、損金に算入することができます。

4. 災害損失金の繰越控除

法人のある事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において、災害により棚卸資産、固定資産等に生じた損失がある場合には、その事業年度において損金に算入することができます。

相続税をめぐる問題

Q 1 不動産を相続しましたが、申告期限前に地震で建物に亀裂が入ってしまい価値が激減してしまいました。相続税は相続した時点の価値で申告しないといけないのでしょうか。申告期限後に災害が発生した場合はどうなりますか。

A 相続や贈与により取得した財産が、災害により、課税価格の計算の基礎となった価額の10%以上の被害を受けたときは、相続税・贈与税が軽減されます。

- ・ 相続税の課税価格の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）のうち、被害を受けた部分の価額（保険金等により補填された金額を除きます。）の占める割合が10%以上である場合には、相続税が軽減されます。
- ・ 申告期限前に災害があった場合、相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分の価額を控除して課税価額を計算することになります。
- ・ 申告期限後に災害があった場合、災害のあった日以後に納付すべき相続税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する金額が免除されることになります。ただし、災害があった日以後に納付すべき相続税額には、延滞税や災害があった日現在において滞納中の税額等は、免除の対象には含まれません。

その他

Q 1 私（又は当社）は、震災により、自宅建物（又は工場、事務所等）に被害を受けたので、これを取り壊して新たに建物を建築しようと思っているのですが、新しい建物を登記する際にかかる登録免許税に関して、何か特例措置はないのでしょうか。

A 一定要件の下、登録免許税が免除されます。

新築した場合だけでなく既存の建物を取得する場合も同様です。

建物の新築や取得にかかる費用を借り入れ、不動産に抵当権を設定する場合の抵当権設定登記についても一定要件の下、登録免許税が免除されます。

- ・ 登録免許税の免除の特例を受けるためには、下記(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) り災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の所有権の保存又は移転の登記で、平成 23 年 4 月 28 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に行うものであること。

(2) 建物に被害を受けたことについて、建物の所在地の市町村長からり災証明書の交付を受けること。なお、建物所有者が亡くなっている場合や法人が合併等によって消滅している場合には、相続人や合併法人がり災証明書の交付を受ける必要があります。

(3) 被災者生活再建支援法（支援法）適用区域内の建物であること。または、支援法適用区域外の建物で、下記アまたはイに該当するもの。

ア. 個人が新築又は取得をした住宅用の建物（登記簿表題部の「建物の種類」が居宅、寄宿舎又は共同住宅（他の種類がともに記載されている場合も含みます。）とされているもの

イ. ア以外の建物で、被災者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣から被災代替建物であることの証明を受けたもの

- ・ なお、支援法適用区域とは下記の市町村を指します。

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県の全市町村、新潟県十日町市・中魚沼郡津南町、長野県下水内郡栄村、埼玉県久喜市・加須市、東京都板橋区

※ 適用区域の追加状況は、内閣府ホームページでご確認ください。

Q 2 震災によって、事務処理が困難になったため、消費税の課税制度を、一般課税から簡易課税に変更したいのですが、認められますか。

A 震災により被害を受けた事業者が、その被害を受けたことによって、簡易課税制度の適用を受ける必要が生じた場合（簡易課税制度の適用を受ける必要がなくなった場合も同様です。）、所轄税務署長の承認を受けることにより、震災の日の属する課税期間か

ら簡易課税制度の適用を受ける（または適用をやめる）ことができます。

- ・ この特例は、例えば次のような場合に適用されます。
 1. 震災により、事業者の事務処理能力が低下したため、一般課税制度では事務処理が困難になり、簡易課税制度の適用を受けて申告する必要性が生じた場合
 2. 震災により、業務用資産に損害を受け、緊急な設備投資等が必要となり、簡易課税制度の適用をやめる必要性が生じた場合
- ・ 承認を受けようとする事業者は、災害のやんだ日から 2 か月以内に災害によりこの特例の適用を受けることが必要となった事情等を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

Q 3 酒類（またはたばこ、ガソリン等）店を営んでいます。在庫の酒類（またはたばこ、ガソリン等）が津波で流されて無くなったり、売り物にならなくなったりしたのですが、課税済みの酒税（タバコ税、揮発油税等）について救済は受けられますか。

A 酒類、たばこ、ガソリン等が、震災により滅失したり、本来の用途に利用できなくなったりした場合には、被害を受けた酒類等に課税された額を、震災以後に課税される酒税等から控除することが認められています。

- ・ 酒類、製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油等の製造者または販売業者の方が販売のため所持していた課税済みの酒類、たばこ、揮発油等が災害により、滅失または本来の用途に供することができなくなった場合には、被害を受けた酒類等に係る税相当額について、災害発生後に課税される税額から控除することが認められています。
- ・ この救済措置を受けるためには、被災酒類等を所持していた販売業者の方が、「被災確認申請書」を災害のやんだ日から 1 か月以内に被災地の所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受け、これを酒類等の納税義務者に提出する必要があります。